

【亀山市民でマイナンバーカードをまだお持ちでない人へ】



マイナンバーカード

出張申請受付会場を開設します！

会場で新規申請された人に、
QUOカード(1,000円分)を後日進呈します

とき **2月中の月～金曜日** (3日[金]、8日[水]、23[木・祝]を除く)

月・水・金…午前9時30分～正午 (受付は午前11時30分まで)

火・木…午後1時30分～4時30分 (受付は午後4時まで)

ところ **中央コミュニティセンター(市文化会館内)**

※会場では、申請手続きや、申請に必要な**顔写真の無料撮影**を行います。

令和5年2月28日(火)までにマイナンバーカードを申請された人が
マイナポイントの申し込み対象となりますので、この機会に作成ください。

マイナポイント 第2弾
マイナポイント はじまっています!

今回は最大 **20,000円分** もらえる!

マイナンバーカードの新規取得等* **5,000円分** + 健康保険証としての利用申込み **7,500円分** + 公金受取口座の登録 **7,500円分**

【同時開設】 **マイナポイントの申込支援** を行います

マイナンバーカードをすでにお持ちで、マイナポイントの申し込みを希望される人を対象に、手続きをサポートします。

★持ちものなど詳しくは、裏面をご覧ください★

<マイナンバーカードを申請するときの持ちもの>

①通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード[薄緑色])

令和2年5月25日以降に出生などの人は「個人番号通知書」(A4用紙)

※通知カードなどを紛失の場合でも申請できます。



②本人確認書類(以下のA書類より1点、またはB書類より2点)

※通知カードなどを紛失の場合は、A書類1点+B書類1点、またはA書類2点が必要

A書類 (顔写真付きのもの)	B書類 (氏名・住所または氏名・生年月日が分かるもの)
・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・在留カード ・障害者手帳 ・旅券(パスポート) ・住民基本台帳カード(有効期限内) など	・健康保険証 ・医療費受給資格証 ・介護保険証 ・年金手帳または証書 ・母子健康手帳 ・学生証や社員証(顔写真付き) など

③住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

連絡・注意事項

●申請には、マイナンバーカードを作成する本人がお越しく下さい。

※15歳未満の人や成年被後見人の方は、その法定代理人と同行してください。

●顔写真の無料撮影を行います。

(持参する写真[たて4.5cm×よこ3.5cmの証明写真]でも申請できます。)

●マイナンバーカードに暗証番号を設定します。(設定しないことも可)

暗証番号は、数字4文字を設定してもらいます。

また、確定申告などを電子申請される方等は、数字4文字以外に英数字混在で6～16文字の暗証番号の設定が必要となります。

●2月中は出張申請受付以外に、本庁窓口や関支所窓口でも申請できます。(下記参照)

本 庁 窓 口：平日は午前8時30分～午後5時15分

[毎週火・木曜日は午後7時30分まで延長受付]、

5日・12日・26日の日曜日は、午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

関支所窓口：平日は午前8時30分～午後5時15分

<マイナポイントを申し込みするときの持ちもの>

①マイナンバーカード (暗証番号[4桁の数字]も入力するために必要)

②ポイントを受け取るためのキャッシュレス決済の登録に必要な情報

サービスID、セキュリティコードがわかる電子マネーカード、QRコードサービスなど
[事前登録が必要な決済サービスは対応不可]

③公金受取口座に登録する預金口座の情報 (登録を希望する人のみ)